

休学する場合の注意事項について(人間健康科学研究科)

- 1 疾病その他やむを得ない理由のため、引き続き6月以上就学することができない学生は、学長に願い出てその許可を得て休学することができます。
- 2 休学しようとする学生は、**休学願に理由、期間を記入し本人及び保証人がそれぞれ自署したのち、学務課教務係に提出してください。**なお、休学願は緊急の場合を除き、**休学しようとする日の1月前までに提出してください。**
- 3 疾病による休学の場合は、医師の**診断書を添付**してください。
- 4 **休学期間は6月以上1年以内**(前期又は後期の途中から休学しようとする場合は、その次の期の終わりまで)です。さらに引き続き休学を願い出るときは、休学願(疾病による場合は医師の診断書添付)をあらためて提出してください。
- 5 休学期間が満了するときは、休学期間満了前に学長に復学を願い出なければなりません。**復学を願い出ない場合は退学となりますのでご注意ください。**そのため、復学の目途がたてば、**休学期間が満了する1月前までに復学願を提出**してください。
- 6 **休学期間は、学部生は通算して4年、大学院生は課程ごとに通算して3年を超えることができません。**なお、学部生は8年(博士課程前期学生は4年、博士課程後期学生は6年)を超えて在学することができません。これを**在学年限**といいます。**休学期間は、学部生の場合はこの在学年限に含まれ、大学院生の場合は含まれません。**
- 7 休学期間は、卒業及び修了に必要な修業年限に含まれません。**休学者は原則として留年**となります。(3月以内に復学した場合は、教授会の審議により休学期間を修業年限に算入することがあります。)
- 8 前期又は後期の初日から休学する場合は、その期の**授業料は免除**されます。ただし、期の途中から休学する場合は、その期の**授業料は納入**しなければなりません。
- 9 **日本学生支援機構奨学生の場合は、大学への休学願の他に日本学生支援機構への異動願を提出する**必要がありますので、**学務課学生担当窓口で**手続きをしてください。
- 10 復学した日の属する期の授業料は、復学した月に納入しなければなりません。
- 11 休学期間中であっても休学の事由が終了したときは、学長の許可を得て復学することができますので、速やかに復学願を提出してください。
- 12 休学を許可された場合は、本人に**休学許可**の通知文書を送付しますので、**あて先を明記した封筒を休学願と一緒に提出**してください。
- 13 その他不明なことがあれば、遠慮なく担当窓口にお問い合わせください。窓口でお話しにくいことがあればその旨も申し入れてください。

担当窓口 〒116-8551

東京都荒川区東尾久 7-2-10

荒川キャンパス管理部学務課教務係

電話 03-3819-1211(代)

※注意!!

上記の窓口は、東京都立大学健康福祉学部及び人間健康科学研究科の窓口となります。

それ以外の学部・研究科は、ご自身が所属している学部・研究科の教務に問い合わせてください。